

鎌情・個審議第3号
平成24年6月26日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安 富 潔

個人情報保護制度における栄典、表彰等の選考のための候補者の個人情報の利用及び提供に対する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、平成24年6月21日付け鎌総第287号をもって諮問のありました事案につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人情報の利用・提供については、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に配慮されるよう要望します。

- 1 諮問された事項に該当する事案については、今後、諮問された事項への該当について、本審議会に意見を求めるなど慎重な対応に心掛けること。
- 2 栄典、表彰等において利用・提供される個人情報は、特に取り扱いに配慮を必要とするため、その取扱いについてはより慎重に行うこと。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事項

類型 番号	類 型	利用・提供する理由
7	<p>栄典、表彰等の選考を行うために必要な候補者の氏名、住所、経歴、収入、資産等候補者に関する個人情報を利用・提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	<p>① 栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務又は事業の性質上その目的達成に支障が生じ、円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、栄典、表彰等の事務の目的の達成に支障が生ずる。</p> <p>③ 推薦という事柄の性質上、本人から収集することはなじまない。</p> <p>④ 提供先は行政機関に限られ、当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p>